

令和4年度利用調整基準表の内容と提出書類

1. 基準点

保育の利用を必要とする事由に応じて、「保育の利用を必要とする証明書（添付書類含む）」を必要書類として提出する。

保育の利用を必要とする事由（※）		必要書類
就 労	①会社などに雇用されている方	①勤務証明書（内職証明書）
	②自営業（個人事業主）の方	②自営業申立書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかの写しを添付
③妊娠・出産		③出産証明と母子健康手帳の写し ※「出産予定日」と「妊娠中の経過」の記載箇所
④保護者が病気の方		④疾病証明（又は医師による診断書）
⑤保護者が障がいのある方		⑤障がい状況証明と障がい者手帳の写し ※「顔写真」「等級」「期限」が分かる箇所
⑥入院中の親族又は長期間同居の親族を常時看護又は介護している方		⑥介護・看護証明
⑦求職活動中		⑦求職活動状況申告書・誓約書
⑧就学中、就学予定者		⑧就学等（予定）証明書
⑨親子通園（保護者付き添いで療育施設に通園）		⑨療育施設の在園証明書
⑩災害復旧等で保育が必要な方		⑩罹災が確認できる書類

（※）保育の利用を必要とする事由の詳細は、市入所案内をご覧ください。

2. 調整点

以下の内容に応じて書類提出があった場合、調整点を適用する。

内容	提出書類
保護者が保育資格を有し、交野市内の特定教育保育施設等において、月64時間以上就労している又は就労が内定している場合	保育士加点申込書
ひとり親家庭	戸籍全部事項証明、児童扶養手当証明など一人親であることが分かる書類
入所保留後（入所保留中）で、認可外保育施設に1か月以上通園している	在園証明書（認可外保育施設に1か月以上通園していることを証明する内容）
育児休業を終了し復職する場合	①勤務証明書
申請児童が障がい	⑤障がい状況証明と手帳の写し
保護者が疾病又は障がいがある	（疾病）④疾病証明 （障がい）⑤障がい状況証明と手帳の写し
同居親族の介護・看護をしている	⑥介護・看護証明
転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合	在園証明書
希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる	育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書

①④⑤⑥は「保育の利用を必要とする証明書」内に、各項目に応じた証明内容を記載する項目があります

3. 優先順位

以下の内容に応じて書類提出があった場合、基準表に基づいて優先する。

内容	提出書類
ひとり親家庭	戸籍全部事項証明、児童扶養手当証明など一人親であることが分かる書類
障がい児（者）のいる世帯	⑤障がい状況証明と手帳の写し
保護者の総所得金額等の合計額が低い世帯	※下表を参照

「保育の利用を必要とする証明書」内に、障がい状況の証明内容を記載する項目があります。

※総所得額が分かる書類について

		令和3年1月1日時点で住民登録があった所在地	
		交野市	交野市以外
税申告	申告済み	税証明の提出 不要 ※主婦（夫）等で「無収入」の場合も申告は必要です。	税証明の提出 必要 ※「所得額を確認できる書類」を提出してください。
	未申告	申告 必要 / 税証明の提出 不要 ※交野市で申告後、こども園課にご連絡ください。	申告 必要 / 税証明の提出 必要 ※令和3年1月1日時点で住民登録があった市町村で申告後、「所得額を確認できる書類」を提出してください。

「所得額を確認できる書類」

- ・会社員（住民税が給与から天引き） → 「住民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し
- ・自営業（住民税を納税通知書で納付） → 「住民税納税通知書」の写し
- ・納税通知書のない方（非課税を含む） → 「住民税課税（非課税）証明書」の写し